

今後の屋台施策について（屋台が福岡のまちと共生する持続可能な存在となるために）

市の役割

- ①屋台の効用を高め、活用するために必要な施策
- ②屋台営業の適正化に必要な施策
(営業者の指導監督, 適正な利用促進, 環境整備等)

1. 公募屋台のスタートアップサポート（案）

平成28年福岡市屋台営業候補者募集で決定された屋台営業候補者の中には、屋台の営業経験が無い方や、市外からの移住者等も含まれているため、平成29年4月以降着実に営業できるよう、市としても必要な支援を行っていく。

(1) ヒアリング

個別のヒアリングを行い、課題解決に向けたアドバイスを行う。

(2) 講習会 平成28年2月実施予定

開業に必要な知識を習得するとともに同業者間の連携を促進する。

プログラム（案）

	適正化	効用活用
市・関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（公園）占用のルール ・食品衛生に関するルール ・道路法に関するルール（警察） ・火災予防について ・廃棄物の処理について ・各種許可の申請方法等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の基礎知識 ・福岡市の観光現況 ・おもてなしの向上 ・地域との共存
営業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の歴史や組織の紹介、取組方針について ・組合公式ホームページ「ザ・屋台 酔っていかんね」紹介 ・平成29年度の活動方針や取組計画について ・組合加入者の受付 	

(3) 必要な許可の申請にかかる事務連絡

開業に必要な許可等の申請状況等について、初回の申請漏れを防ぐため、適宜確認等を行う。

(4) 占用場所における屋台設置確認

それぞれの営業場所に屋台を事前に運び、市の立ち合いのもと必要な調整や改修を行う。

(5) 屋台の情報発信等について

これまで屋台の無かった場所での営業や、営業者の変更等により、集客が出来ず経営困難とならないよう、観光資源として福岡市を広報することを目的に必要な情報発信等を行う。

2. 公募外屋台との平衡化（課題）

条例第10条第1項に基づき継続的な許可の更新が認められている屋台（現在営業中の屋台）の営業については、条例施行後の取組みによって、適正化を進めてきたが、今回、公募により決定された公募屋台については、特別な講習会の実施や、営業状況報告等により、更なる屋台営業の質の向上に向けた取組みを計画している。

市民や観光客等にとってはどちらも「福岡の屋台」であり、公共の場所での営業を行う者の責務として、既存屋台についても公募屋台と同様に、健全な経営やおもてなしのための取組みを検討していく。

【公募屋台の取組み例】

- ・営業状況の報告
- ・適正な経営に関すること（税の申告や労務管理、保険加入等）
- ・おもてなしの向上（価格表示の徹底、外国語メニュー等）

等

3. その他